

土地家屋調査士職務規程

(目的)

第1条 この規程は、土地家屋調査士（以下「調査士」という。）の不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家としての行動規範を示すことを目的とする。

(使命)

第2条 調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。

(職責)

第3条 調査士は、常に品位を保持し、信用の昂揚を図り、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

(法令等の遵守義務)

第4条 調査士は、法令、日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）及び土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）が定める会則を遵守しなければならない。

(適用の範囲)

第5条 この規程は、調査士の業務全般に適用する。

(非調査士等との提携の禁止)

第6条 調査士は、調査士会に入会している調査士又は土地家屋調査士法人でない者に、自己の名義を貸与する等他人をして調査士の業務を取り扱わせるよう協力し、又は援助してはならない。

(不当誘致行為の禁止)

第7条 調査士は、金品の提供又は供応等の不当な手段により依頼を誘致してはならない。

(違法行為の助長の禁止)

第8条 調査士は、詐欺的な行為、暴力その他これに類する違法又は不正な行為を助長し、又はこれらの行為を利用してはならない。

(利益享受等の禁止)

第9条 調査士は、取り扱っている事件に関して、相手方から利益を受け、又はこれを要求し、若しくはこれを約束してはならない。

（秘密保持の義務）

第 10 条 調査士又は調査士であった者は、正当な事由がある場合でなければ、業務上、知り得た秘密を他に漏らし、又は利用してはならない。

（反社会的勢力の排除）

第 11 条 調査士は、暴力団又は暴力団員の他、それらに準ずるものと知っていて、これを不当に利用し、維持・運営に関与し、又は社会的に非難されるべき関係を有する等、密接な関係を持つてはならない。

（業務の取扱い）

第 12 条 調査士は、業務を受託した場合、業務内容を確認し、その趣旨に従い適正かつ迅速に業務を処理しなければならない。

2 調査士は、その業務を行うに当たり、連合会が別に定める要領を遵守するよう努めなければならない。ただし、地域における慣習や社会的慣行等による場合はこの限りではない。

（依頼の拒否）

第 13 条 調査士は、依頼（土地家屋調査士法（以下「法」という。）第 3 条第 1 項第 4 号及び第 6 号（第 4 号に関する部分に限る。）に規定する業務並びに民間紛争解決手続代理関係業務に関するものを除く。）を拒んだ場合において、依頼者の請求があるときは、その理由書を交付しなければならない。

2 調査士は、法第 3 条第 1 項第 4 号若しくは第 6 号（第 4 号に関する部分に限る。）に規定する業務又は民間紛争解決手続代理関係業務についての事件の依頼を承諾しないときは、速やかに、その旨を依頼者に通知しなければならない。

（補助者の監督責任）

第 14 条 調査士は、補助者に、調査士の指揮監督の下において、その業務の補助をさせることができる。ただし、調査士の資格及び職能に基づく判断を要する事項については、補助者に行わせてはならない。

（資料等の調査・分析）

第 15 条 調査士は、業務を行うに当たり、十分に資料等の調査・収集・分析に努めなければならない。

（資料等の取扱いと責務）

第 16 条 調査士は、収集した資料等の取扱いについて、個人情報保護の保護に留意するとともに、収集した目的に従い自己の責任において使用するよう努めなければならない。

（職務上請求書の取扱い）

第 17 条 調査士は、戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書について、調査士の職務を遂行する上で必要な場合に限って使用することができる。

(現地調査)

第 18 条 調査士は、業務を行うに当たり、第 15 条の資料等の調査・分析に基づき、その目的に応じて現地調査を行わなければならない。

2 調査士は、前項の業務を行うに当たり、第三者の土地などに立入りを要するときは、その所有者、代理人、管理者及び占有者等（以下「関係者」という。）の許諾を求めなければならない。

(関係者との立会い)

第 19 条 調査士は、業務を行うに当たり、関係者の立会いを要するときは、依頼者との協議の下に計画的に実施するよう努めなければならない。

2 調査士は、関係者と立ち会う場合、その立会人が本人又は代理人であるかを確認しなければならない。代理人については、本人との関係及び代理権限の有無を確認しなければならない。

(地域性と慣習)

第 20 条 調査士は、業務を行うに当たり、業務を行う地域における慣習や社会的慣行等に留意するよう努めなければならない。

(研修の受講)

第 21 条 調査士は、調査士の資質向上を図るため、連合会又は調査士会が指定する研修を受講しなければならない。

(事務管理及び調査記録等の作成と保存)

第 22 条 調査士は、業務を行うに当たり、業務記録を作成し、保存するよう努めなければならない。

(規程の改廃)

第 23 条 この規程の改廃は、総会の決議による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、改正日本土地家屋調査士会連合会会則の施行の日（令和 2 年 8 月 1 日）から施行する。